

その他補助金等

企業立地

G - 01

企業進出・事業拡大をされるソフト系企業の方へ

ソフト産業家賃等補助金

対 象 者		家賃等を支払って新規に立地される認定企業で、次の要件を満たすもの
補 助 要 件	対 象 業 種	①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④コールセンター業 ⑤データセンター業 ⑥シェアードサービス業 ⑦非破壊検査業 ⑧機械設計業 ⑨その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める業種
	新規雇用従業員	10人以上（中山間地域等に立地する場合は5人以上。）
	補 助 額	家賃の1／2以内（但し、5,000円／月・坪以内）
	補 助 限 度 額	2,000万円／年 （但し、コールセンター業で大規模な雇用が見込まれる場合は、雇用人数に応じて、補助限度額を引き上げます。）
容	補 助 期 間	5年間

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

G - 02

拠点工業団地へ進出される方へ

拠点工業団地立地促進補助金

区分		団地名	石見臨空 ファクトリーパーク	ソフトビジネスパーク 島根	江津地域拠点工業団地
対 象 者			各拠点工業団地に立地される企業等で、次の要件を満たすもの		
補助要件	対 象 業 種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、知事が認める業種	研究開発型企业、ソフト産業、試験研究機関、人材育成機関、不動産賃貸業、知事が認める業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、知事が認める業種	
	用地取得面積	1,000㎡以上			
	操業開始時期	土地売買契約締結後 3 年以内			
	新規雇用従業員	土地売買契約届等の受理日から新規雇用従業員が 5 人以上			
補 助 内 容		用地取得代金の50% (県20%+市30%)	用地取得代金の30% (県15%+市15%)	用地取得代金の40% (県20%+市20%)	

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

G - 03

企業進出・事業拡大（県内の既存企業の方も対象）される方へ

企業立地促進助成金

〔企業立地促進助成金（島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けた企業が対象です。）〕

●対象者・事業内容

新たな本県への進出や事業拡大での設備増設（県内既存企業の方も含みます）等をされる企業で、一定の要件を満たす場合、「島根県企業立地促進条例」第4条の規定に基づき、その立地計画を認定します。操業開始後、3年以内に要件を満たした場合、企業立地促進助成金を交付します。

なお、具体的な要件等は次のとおりです。

（製造業）

要件等		対象企業	製造業				
			新設		増設		
			大企業	中小企業(※1)	大企業	中小企業 (※1)	
地元企業(※2)							
認定要件	増加固定資本額	3億円以上	5,000万円以上	3億円以上	5,000万円以上		
要件	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	10人以上	5人以上	3人以上	
投資助成	基本助成割合	15%		5%			
	加算割合 (※3)	最大15%		最大10%			
	合計	最大30%		最大15%			
雇用助成 (新卒者・Uターン者に限る)		常用雇用×100万円 (130万円 (※4))					

（※1）資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業（みなし大企業を除きます）。

（※2）地元企業とは、登記上、県内に本拠を置く企業です。（進出企業の現地法人を除きます）

（※3）加算割合適用の要件は以下表のとおりです。

（※4）中山間地域等に中小企業が立地する場合に限りです。

区分・要件		加算割合	判断項目
新設	労働生産性	各要件につき5% （最大15%）	労働生産性が特に高いと認められる企業
	高度技術者雇用		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業
	港湾利用		浜田港または境港の利用が多いと認められる企業
	県内波及効果		県内産業への波及効果が高いと認められる企業
増設	過疎地域立地	各要件につき5% （最大10%）	中山間地域等に立地する企業
	労働生産性		特に労働生産性の向上が認められる企業
	高度技術者雇用		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業
	過疎地域立地		中山間地域等に立地する企業

●雇用助成の対象者

増加雇用従業員のうち、新規卒者及び県外からのUターン者で、県内に住所を有する方が対象です。

●加算要件・基準等

詳細については、お問合せ下さい。

(ソフト産業・ソフト系IT産業)

業種 要件等		ソフト産業				
		特例				
		中山間地域			IT産業	
		専門系事務職場／中山間地域				
		1 ソフトウェア業 2 情報処理・提供サービス業 3 インターネット附随サービス業 4 コールセンター業（※1） 5 シェアードサービス業 6 データセンター業 7 非破壊検査業 8 機械設計業 9 その他産業支援サービス業（知事が特に認める業種）			ソフトウェア業 1 インターネット附随サービス業 2 シェアードサービス業	
		新設	増設	新設	新設	増設
認定要件	増加固定資本額	— (投資助成に係る助成金を支給するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要になります)			—	—
	増加雇用従業員数	常用10人以上 常用5人以上			常用3人以上	常用5人以上
助成割合	基本割合	15%	5%	15%	—	
	加算割合（※2）	最大15%	最大10%	最大15%		
	合計	最大30%	最大15%	最大30%		
雇用助成 (新卒者・Uターン者に限る)		常用雇用×100万円 常用雇用×130万円			常用雇用×100万円 (130万円(※3))	

(※1) コールセンター業は、中山間地域（増加雇用従業員数5人以上かつ19人以下）及び隠岐郡に立地する場合のみ雇用助成の対象となります。

(※2) 加算割合適用の要件は以下表のとおりです。

(※3) 中山間地域等に中小企業が立地する場合に限ります。

要件	加算割合	摘要
技術資格	各要件につき5% (新設 最大15%)	従業員に占める情報処理技術に関する資格者の割合が特に高いと認められる企業
高度技術者雇用	(新設 最大10%)	特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業
過疎地域立地		中山間地域等に立地する企業

●雇用助成の対象者

増加雇用従業員のうち、新規学卒者及び県外からのUターン者で、県内に住所を有する方が対象です。

●加算要件・基準等

詳細については、お問合せ下さい。

[その他補助金等]

製造業及びソフト産業における新設と増設の区分

新設	①県内に事業所を有しない企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む）
増設	②県内企業が、建物を新築し、又は増設することにより生産施設の面積を増加させる場合
	③県内企業が、償却資産のみを増設する場合

○県外から新たに県内の中山間地域等に立地する製造業に対するその他の支援
〔航空運賃補助金〕

萩・石見空港をご利用される場合、航空運賃を助成します。

項目	補助内容	
	大企業	中小企業
支給要件（増加雇用従業員数）	10人以上	5人以上
補 助 率	1 / 2	
期 間	5 年	
補助限度額	200万円／年	

〔人材確保・育成支援補助金〕

島根県進出時の人材確保や人材育成に係る経費を助成します。

項目	補助内容
補 助 率	1 / 2
期 間	3 年
補助限度額	人材確保 年300万円 人材育成 年300万円

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

G - 04

新規に県内へ進出又は県内で事業拡大されるソフト系企業の方へ

ソフト系IT産業【特例】

・地域限定専門系事務職場【特例】 補助金

■県内既存ソフト系IT企業の増設に対する助成

補 助 対 象	県内既存企業が、新しい技術やビジネスモデルにより事業を拡大する場合で、知事が特に認めたもの	
業 種	ソフトウェア業	
補 助 要 件	増加雇用5人以上（常用従業員に限る）	
促進助成金 企業立地	項 目	内 容
	補 助 額	増加常用従業員1人当たり100万円（※130万円）

■県外からの新規立地または県内での新規創業に対する助成

補 助 対 象	次のいずれかに該当し、知事が特に認めたもの ①県外で事業活動する企業が県内に新規立地する場合 ②技術やビジネスモデルに優れる企業を県内で創業する場合	
業 種	1.ソフトウェア業 2.インターネット附随サービス業 3.シェアードサービス業	
補 助 要 件	増加雇用3人以上（常用従業員に限る） 2, 3は県外から中山間地域等へ新規立地した場合に限る	
促進助成金 企業立地	項 目	内 容
	補 助 額	増加常用従業員1人当たり100万円（※130万円）
家賃補助	項 目	
	補 助 要 件	補 助 期 間
	補 助 内 容	補 助 額
	補 助 内 容	補助限度額
航空運賃補助	項 目	
	補 助 要 件	補 助 期 間
	補 助 内 容	補 助 額
	補 助 内 容	補助限度額

※中山間地域等に中小企業が立地する場合

人材確保・育成支援補助	項 目		内 容	
	補 助 要	補 助 期	令和5年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して3年間補助	
		補 助 対 象	島根県で勤務する人材の確保・育成に要する経費（※）	
	補 助 内 容	補 助 額	対象経費の1／2	人材確保、人材育成それぞれにつき
		補助限度額	300万円／年	

※中山間地域に立地する事業所において、操業開始時に、県外から転入する3名以上の常用従業員が勤務する場合に限り、下記の定住支援経費を加算する（住民票の移動を伴うものに限る）。

- (ア) 転居経費、免許取得経費等（一時金として1名あたり50万円を加算）
- (イ) 社員寮、社宅の借上げ費（対象経費の1／2）

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業誘致・工場建設

G - 05

松江市（旧東出雲町を除く）への進出企業の方へ

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

対 象 者		事業所を新設又は増設される企業（製造業並びに県又は松江市が企業立地の促進等を目的とした条例・規則等で定めるソフト産業等の業種及び金銭的な支援を受けているもの）で、次の要件を満たすもの	
補助要件	立 地 場 所	松江市（旧：東出雲町を除く）	
	電 気 料 金	支払を終えていること 4月～9月までに支払われる電気料金 10月～翌年3月までに支払われる電気料金	9月頃募集 3月頃募集
	企 業 立 地	[新設] 電力会社との受給契約に基づき電気の供給が開始されていること [増設] 電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること	
	増 加 雇 用 者 数	雇用保険の一般被保険者（常勤）が3人以上増加すること	
補 助 期 間		初回申請より8年間（但し、半年毎に手続きが必要）	
補 助 内 容		(1) 補助内容 企業の支払った電気料金に基づき、給付金を交付 (2) 特例加算 (1) とは別に、次の要件をすべて満たす場合には交付額の加算があります。 ①業種が製造業又は自治体で支援制度を整備している業種であること。 ②新たな投資額が500万円（増設は250万円）以上であること。 加算額＝新規雇用人数×30万円(半年)	

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp
 松江市役所（第4別館2階）産業経済部 定住企業立地推進課
 TEL 0852-55-5216 FAX 0852-55-5920

観光

G - 06

旅行商品の開発や観光客向けのイベント開催に取り組む方へ

島根県観光総合支援事業補助金

●事業内容

民間団体や企業等が取り組む、新たな旅行商品の開発等を支援し、民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図る。

	対象事業（概要）	事業者	対象経費	補助率	限度額
旅行商品の開発	民間主体による新たな旅行商品の開発等の取組み 【重点事業】 ・美肌観光をテーマとした地域ならではの資源を活かした取組みもしくは市町村単位を超えた広域の取組み ・県外からの観光誘客や周遊に繋がる ・早期に旅行商品等としての成立、定着が見込める ・県観光素材集「しまね旅の縁」に掲載が可能などの事項を満たすもの ・補助期間終了後の継続実施が見込めるもの	観光協会 法人 法人格を持たない民間団体 ※県内団体に限る。	委託料 謝金・費用弁償 材料費及び消耗品費 食糧費 使用料及び借り上げ料 通信運搬費 印刷製本費 広告料など	1年目 2／3 2年目 1／2	1年目 150万円 2年目 100万円
	【一般事業】 ・地域ならではの資源を活かした取組み ・県外からの観光誘客や周遊に繋がる ・今後、旅行商品等としての成立、定着が見込めるなどの事項を満たすもの ・補助期間終了後の継続実施が見込めるもの			1年目 1／2 2年目 1／3	1年目 100万円 2年目 50万円
イベント支援	県内外から多くの観光客を誘客する新規の取組みやイベントで、補助期間終了後の継続実施が見込めるもの	観光協会 法人 法人格を持たない民間団体 ※県内団体に限る。	①イベント周知に係る経費 広告費、印刷製本費 ②イベント運営経費 委託料、謝金・費用弁償、賃金、材料費及び消耗品費、使用料及び借り上げ料、保険料、通信運搬費 ③その他事業実施に必要なと認められる経費	1／2	50万円 ※対象経費②については、20万円を限度とする。

※詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 誘客推進グループ

TEL 0852-22-6913 FAX 0852-22-5580

E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

観光

G - 07

外国人観光客受入れ環境整備をお考えの方へ

外国人観光客誘致事業補助金

●事業内容

外国人観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境の整備を図り、島根県への外国人観光客誘致を促進する。

●対象者

民間事業者、民間団体 等

●対象事業

- (1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性、継続性のある事業
- (2) 輸出物品販売場（免税店）整備
- (3) 県内の観光エリアへの公衆無線LAN（Wi-Fiスポット）整備事業

●対象経費

- (1) ①情報発信ツールの整備（HP作成、パンフレット作成、PR用DVD制作費等）
- ②施設整備（外国語サイン制作費等）
- ③オンデマンド交通運行に要する経費
- ④その他、外国人観光客受入れ体制整備のために必要な経費（研修会開催経費等）
- ⑤海外へのプロモーション（海外セールスに係る旅費等）
- ⑥先進地事例研究
- (2) POSレジ、クレジット端末機、キャッシュレス端末機等設備整備に要する経費、店舗改装等の施設整備に要する経費
- (3) 公衆無線LAN機器購入経費、設置工事費

●補助率等

- (1) ①～④ 対象経費の1／2以内（上限：50万円）
- ⑤、⑥ 対象経費の1／2以内（上限：20万円）
（旅費については、1／2または訪問国数に5万円を乗じた額のいずれか低い方）
- (2) 対象経費の1／2（上限：50万円）
- (3) 対象経費の1／2（上限：事業実施主体あたり50万円）
※同一事業者による申請は、(1)～(3)を合計して年度内に50万円を上限とする。

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 国際観光推進室
 TEL 0852-22-6756 FAX 0852-22-5580
 E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

離島での雇用拡大を支援します

特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業

●目的

隠岐地域（特定有人国境離島地域）における創業・事業環境の不利性に鑑み、雇用機会の拡充に寄与する創業・事業拡大を行おうとする民間事業者等を支援する。

●対象者

- ①隠岐地域に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
- ②隠岐地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者

●対象経費

設備投資資金（機械・備品等の設備費、建物の改修費等）

運転資金（広告宣伝費、事業所の賃料、引越経費、新たに雇用した従業員の人件費等）

●事業費上限額（事業者負担分を含む。）

創業支援：600万円

事業拡大：1,600万円（設備投資を伴わない場合1,200万円）

●補助率

対象経費の3／4

●その他

本事業は、国（内閣府）の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、隠岐4町村が事業実施主体となって補助事業を実施するものです。それぞれの町村によって、公募の内容やスケジュールが異なりますので、詳しくは各町村へご相談ください。

お問い合わせ

海士町 総務課

TEL 08514-2-0114

西ノ島町 観光定住課

TEL 08514-7-8777

知夫村 地域振興課

TEL 08514-8-2211

隠岐の島町 地域振興課

TEL 08512-2-8570

雇用・人材

G - 09

ものづくり企業の人材育成を支援します

しまねものづくり人財育成促進事業

1. 趣旨・目的

ものづくり産業の経営をとりまく環境が一段と厳しさを増す中、今後の製造業の成長には人材育成が不可欠であり、人手や資金などの経営資源が限られる県内ものづくり企業の人材育成への取組みを促進するため積極的な支援を行う。

2. 事業概要

(1) 中小企業中核技術者育成事業

①ものづくり企業人材育成支援補助金

熟練技能者を、若手社員の指導者として年間5日以上受け入れた場合、経費の一部を助成

・補助率：2／3（上限額：10千円／時間、かつ上限600千円／社）

②中堅、若手技術者を対象とした先進技術などを学ぶ集合研修を実施

・実施機関：（公財）しまね産業振興財団

(2) ものづくり人材長期派遣研修支援事業

社員を大学、職業訓練機関、企業等へ派遣して行う3ヶ月以上（上限2年）の長期研修を支援

・対象企業：県内に事業所を有する製造業を営む中小企業

・補助率：1／2（上限額：2,000千円／年／社）

(3) ものづくり技術人材バンク運営事業

退職や再雇用期間が満了した熟練技能者等の情報を集約し、指導者を必要とする企業への情報提供を実施

・実施機関：島根県職業能力開発協会

登録指導者の情報は島根県職業能力開発協会のホームページで公開しています

(4) ものづくり新人育成研修事業

若手技術者の育成のため、製造の現場において必要となる実践的な基礎知識を先進企業視察なども交えて学ぶ、6回シリーズの「ものづくり新人育成塾」を開講

・実施機関：（公財）しまね産業振興財団

- (5) しまねものづくり人材育成支援Naviの運営
県内各訓練実施機関の研修等の情報を一元化し、かつ体系的に提供（検索）できるポータルサイトを運営

お問い合わせ

島根県雇用政策課 産業人材育成グループ

TEL 0852-22-6556

しまねものづくり技術人材バンク

TEL 0852-26-9331

島根県職業能力開発協会 人材バンク

検索



登録技能者一覧

しまね
ものづくり人材育成支援Naviの活用法

しまねものづくり人材育成支援Naviでは、県内訓練機関の訓練・研修をまとめて紹介。

ものづくり人材育成のサポートを目的に、島根県が運営する、安心して便利な研修情報発信サイトです。

▶▶ 訓練・研修情報を手軽に検索!

様々な検索機能／項目でとっても便利に探すことができます。

県内の訓練実施機関で開催される訓練・研修情報を網羅

・ 訓練開始月の期間指定検索

・分野で検索
機械・金属加工／食品製造など分野で検索できます。

ターゲット層
経営者／中堅社員／新入社員など、研修利用者のポジションに合わせた検索が可能です。

訓練実施機関での検索
開催地区での検索

新着訓練・研修情報

アイコン（分母・ターゲット）の表記について

>>メルマガに登録を!

訓練・研修情報を、いち早く配信します。

自分が欲しい情報を事前登録するだけで、自分にあった訓練・研修情報がメールマガジンで配信されます。

QRコードをスキャンして
登録フォームにアクセス



登録したアドレスに
メールが到着



受信したいメルマガを
選択／登録

- ☒ 専門技術
☐ 生産・品質管理
☒ 労務・人材育成
☐ 営業・販路
☐ 制度周知・補助金活用

その他 企業支援制度紹介 企業の実績紹介 訓練実施機関紹介 ひとFocus

など「ものづくり人材育成」に関わる情報を掲載。



ぜひ
ご活用くださいね!

<https://www.shimane-monodukuri.jp>

しまねものづくり人材育成

